

令和3年(厚)第522号

令和4年6月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第3の4記載の原処分取消しを求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、受給権者である亡Aが死亡したことにより、Aの厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「統合法」という。)附則第16条第1項の規定により、なお効力を有するとされた、同附則第2条第1項第1号に定める廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(以下「廃止前農林共済法」という。)による支払未済の給付及び国民年金法(以下「国年法」という。)による未支給年金並びに厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による未支給の保険給付(以下、廃止前農林共済法による支払未済の給付及び国年法による未支給年金と併せて「本件未支給年金等」という。)を請求し、支給決定されたところ、本件未支給年金等を受けるべき高順位者が判明したことを理由に支給決定が取り消されたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 Aは、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成12年法律第24号。)第2号の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下「旧

農林共済法」という。)による退職共済年金及び国年法による老齢基礎年金並びに厚年法による老齢厚生年金の支給を受けていたところ、平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人は、Aの死亡当時、同人と生計を同じくしていた子であるとして、同年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aに支給すべき本件未支給年金等の支給を請求した。

- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件未支給年金等の支給を決定する旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。

- 3 利害関係人は、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対して、Aの妻であるとして、本件未支給年金等の支給を請求した。

- 4 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「未支給年金請求における先順位者が存在するため。」、同月〇日付けで、「さきに、あなたから請求のありました、下記の受給権者(注:A)の死亡に係る国民年金・厚生年金保険未支給年金・未支給保険給付については、平成〇年〇月〇日付をもって支給決定したところですが、再び審査した結果、あなたよりも同給付を受けるべき順位が高い方が判明したため、同決定を取り消したので通知します。」として、先行処分を取り消す旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 5 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 旧農林共済法による年金である給付について、統合法附則第16条第1項は、「第4項、第8項から第15項まで、第17項、第19項及び第20項の規定並びにこの法律に規定する当該給付に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農

林共済法の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定も含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有し、この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。」と規定している。

- 2 退職共済年金又は年金給付あるいは保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき退職共済年金又は年金給付あるいは保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その支払未済の給付又は未支給の年金給付あるいは保険給付の支給を請求することができるが、支払未済の給付又は未支給の年金給付あるいは保険給付を受けるべき者の順位は、上記の順序によることとされている（廃止前農林共済法第24条第1項、第26条第1項、第28条第1項、国年法第19条第1項、第4項、国民年金法施行令第4条の3の2、厚年法第37条第1項、第4項、厚生年金保険法施行令第3条の2）。

- 3 本件において問題となるのは、本件における具体的事実関係に照らして、本件未支給年金等の受給について、請求人よりも利害関係人が先順位者であり、請求人に対する本件未支給年金等の支給を取り消すとした原処分が適正かつ妥当かどうか、ということである。

第2 事実の認定及び判断

1 「略」

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月

23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知）は、未支給年金及び未支給保険給付の支給対象者が死亡者の配偶者である場合について、その住所が死亡者と住民票上異なっているときに、死亡者との生計同一関係が認められるためには、次のア又はイの生計同一要件を満たす必要がある（ただし、これにより生計同一関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。）としている。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

- (2) 「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」（令和元年10月3日厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）は、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の被害者の場合について、DVを避けるために一時的な別居が必要になる場合があることから、DV被害者に係る遺族年金等の生計同一要件の判断に当たっては、これまでの判例を踏まえつつ、上記(1)記載の認定基準に則り、次の点に留意して認定事務を取り扱うこととされている。

ア 被保険者等の死亡時において以下の(ア)から(ニ)までのいずれかに該当するために被保険者等と住民票上の住所を異にしている者については、DV被害者であるという事情を勘案し

て、被保険者等の死亡時という一時点の事情のみならず、別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信・訪問の有無等を総合的に考慮して、上記(1)イに該当するかどうかを判断する。

(ア) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。）に基づき裁判所が行う保護命令に係るDV被害者であること。

(イ) 婦人相談所、民間シェルター、母子生活支援施設等において一時保護されているDV被害者であること。

(ウ) DVからの保護を受けるために、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所しているDV被害者であること。

(エ) 公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書等を通じて(ア)から(ウ)までの者に準ずると認められるDV被害者であること。

イ 上記アに該当するかについては、裁判所が発行する保護命令に係る証明書、公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書を通じて、確認を行う。

ウ DV被害に関わり得る場合であっても、一時的な別居状態を超えて、消費生活上の家計を異にする状態（経済的な援助も、音信も訪問もない状態）が長時間（おおむね5年を超える期間）継続し固定化しているような場合については、原則として、上記(1)イに該当していないものとして取り扱う。

(3) 利害関係人が、Aの死亡当時、Aと生計を同じくした者であったかどうかについてみると、本件記録によれば、利害関係人は、平成〇年〇月〇日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者として〇〇総合福祉相談所に

相談の上、Aと別居し、同年〇月〇日にはAのDVについて〇〇警察署〇〇課に相談し、更に平成〇年〇月〇日には〇〇市長に住民基本台帳事務における支援申出を行ったこと、利害関係人は、別居後、生活が成り立たなかったため、市役所に相談して生活保護を受けてきたこと、以上の事実が認められる。

上記認定事実によれば、利害関係人は、AによるDVを回避するため、やむを得ず別居し、生活保護を受けることとなったものと認められる。利害関係人とAとの別居は、Aが死亡するまで継続したが、この間、利害関係人がAからDVを受けるおそれなくなったとはうかがわれないことからすれば、その期間が〇年以上に及んでいることを考慮しても、別居の上、生活保護を受けていたことをもってAと生計を同じくしていたことを否定することは不当であり、A死亡の当時、Aと利害関係人とは生計を同じくしていたと認めるのが相当である。

請求人が再審査請求において追加して提出した資料を併せて検討しても、上記の判断は変わらない。

3 以上のとおり、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

よって、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。